

# 労働災害防止計画

誰もが安心して健康に働くことができる  
社会を実現するために

平成25年4月

厚生労働省 長崎労働局

## <目次>

はじめに	1
<b>1 計画のねらい</b>	<b>1</b>
（1）計画が目指す社会	
（2）計画の目標	
（3）計画の評価と見直し	
<b>2 労働災害をめぐる現状と課題</b>	<b>2</b>
（1）労働災害の状況	
（2）業務上疾病の状況	
（3）社会環境の変化に伴う課題	
（4）関係機関との協働	
<b>3 重点施策</b>	<b>3</b>
（1）労働災害、業務上疾病の発生状況に合わせた対策の重点化	
（2）行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組	
（3）社会、企業、労働者における安全や健康に対する意識改革の促進	
（4）発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	
<b>4 重点施策ごとの具体的取組</b>	<b>3</b>
（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	3
<b>ア 重点とする業種対策</b>	
<b>（ア）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策</b>	<b>6</b>
建設業に係る対策	6
製造業に係る対策	7
<b>（イ）労働災害件数を減少させるための重点業種対策</b>	<b>8</b>
食料品製造業に係る対策	8
第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）に係る対策	8
陸上貨物運送事業に係る対策	9
中小規模事業者に対する労働災害防止対策	9

<b>イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策</b>	<b>10</b>
メンタルヘルス対策	11
過重労働対策	11
粉じん障害防止対策	12
化学物質による健康障害防止対策	12
腰痛・熱中症予防対策	13
受動喫煙防止対策	13
<b>ウ 業種横断的な取組</b>	<b>14</b>
リスクアセスメントの普及促進	14
高齢労働者対策	14
<b>(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組</b>	<b>15</b>
労働災害防止団体の活動の活性化と連携	15
業界団体との連携による実効性の確保	15
地方公共団体との連携	16
<b>(3) 社会、企業、労働者における安全や健康に対する意識改革の促進</b>	<b>16</b>
経営トップにおける労働者の安全や健康に関する意識の高揚	16
労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚	16
<b>(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化</b>	<b>16</b>
発注者等による安全衛生への取組強化	17
製造段階での機械の安全対策の強化	17
労働者以外への人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討	17

## はじめに

人は働くことで生計を立て、人生の多くの時間を職場で過ごす。国の社会や経済は、人々の労働によって支えられている。しかし、職場では、日常生活では使うことがないような危険な物を扱ったり、危険な場所での作業が必要なこともある。また、心身に影響が及ぶような過重労働も問題となっている。

人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会、経済であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、決してあってはならない。

労働災害を減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、長崎労働局においては、これまでに発生した労働災害の状況とその分析結果を踏まえ、国が定めた労働災害防止計画に沿って、平成25年度を初年度として、5年間にわたり長崎県下で取り組む目標や労働災害防止対策の基本的事項を定めた「長崎労働局第12次労働災害防止計画」を策定し、労働災害の更なる減少を図るものである。

## 1 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事の発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者などの全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、決してあってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

### (2) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。併せて、各年における就業人口当たりの死亡者数が全国的な水準に比して上方に乖離しないようにする。

死亡災害の撲滅を目指して、平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の死亡者の数（各期間中（5年間）の合計値）を15%以上減少させる。

平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させる。

### (3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会経済の変化なども含めて分析を行う。

## 2 労働災害をめぐる現状と課題

### (1) 労働災害の状況

労働災害は長期的には減少傾向にあったが、平成 23 年、同 24 年と 10 年ぶりに 2 年連続の増加となる。死亡災害については、ここ数年 10 人台後半で推移し、減少が図られていない状況にあり、また、就業人口（平成 21 年経済センサス）比で見ると全国水準に比しておよそ 1.5 倍の水準となっている。

「製造業」では、労働災害発生件数の減少が図られてはいるものの、依然として「食料品製造業」における労働災害の発生率が高く製造業全体の 4 割を占め、また、「造船業」においては、死亡災害など重篤災害の発生率が高い状況にある。一方、「建設業」にあっては、近年、減少傾向にあった労働災害が、2 年連続で増加に転じ、死亡災害も過去 5 年で 30 件発生している。

「陸上貨物運送事業」にあっては、近年、労働災害が高止まりの状況にあり、また、死亡災害についても過去 10 年間に於いて毎年発生している状況にある。

「第三次産業」については、全産業の 4 割を占めており、また、「小売業」と「社会福祉施設」で「第三次産業」の 6 割を占める状況にある。当該業種については、サービス産業の拡大など産業構造の変化や高齢化の進展による需要の拡大により、今後も労働者の増加が予想され、労働災害の占める割合の増加が懸念される。

### (2) 業務上疾病の状況

業務上疾病については、一昨年(平成 23 年)じん肺を除く業務上疾病における腰痛の占める割合が半数となり、腰痛予防が喫緊の課題となっている。

また、長崎県における年間総労働時間は平成 23 年において 1,876 時間となっており、全国で最も長く、同 21 年から 3 年連続で全国最長となるなど、過重労働やメンタルヘルス不調による健康障害も懸念される。

### (3) 社会環境の変化に伴う課題

社会環境の変化に伴う課題として、高年齢労働者による労働災害の増加、非正規労働者の割合の増加による安全衛生管理の複雑化といった課題も生じている。

また、重層下請け構造の中で発生する労働災害のように、請負事業者だけでは効果的な対策を講じることが難しいものやヒューマンエラーによる災害のように、労働者自身の意識や取組がないと防止が難しいものなど、事業者責任のみでは対応困難な課題が増加している。

### (4) 関係機関との協働

労働災害及び業務上疾病を減少させていくためには、取り組むべき対策を選択し、集中して進めるとともに、関係行政、労働災害防止団体及び業界団体等と協働して取り組んでいくことが必要となっている。

### 3 重点施策

先に述べた現状と課題等を踏まえて、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化にあわせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組
- (3) 社会、企業、労働者における安全や健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

### 4 重点施策ごとの具体的取組

#### (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた「建設業」や「製造業」の労働災害、じん肺、騒音などの古くからの職業性疾病に加え、「第三次産業」の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

#### ア 重点とする業種対策

##### (現状と課題)

県内の労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた「建設業」、「製造業」では、それぞれ平成14年から同23年までの過去10年で減少が見られる。

しかしながら、「建設業」にあっては、昨年、労働災害発生件数が増加に転じ、5年ぶりに200件を超え、死亡災害についてもこの10年で67人ももの尊い命が犠牲となっている。また、全国的に技術者、技能労働者等の人材が不足している状況下で建設需要が増加していることから、人材の質の維持や現場管理に支障をきたし、新規企業の参入、雇用労働者の増加などと相まって、労働災害の増加が懸念される。

「製造業」では、この10年で33人もの方が亡くなっており、建設業とともに重篤度の高い業種であるが、特に長崎県の主要産業の一つ「造船業」については、労働災害自体は減少してきているものの、全国的にみると広島県、愛媛県に次いで3番目に労働災害件数が多く、死亡災害を含む重篤災害が後を絶たない状況にある。

また、「食料品製造業」にあっては、雇用労働者が減少している中で、労働災害は増加傾向にあり、転倒災害や機械による災害を減少させるための対策が重要である。

一方、今まで安全衛生行政の重点対象としてこなかった「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」等の「第三次産業」については、近年、労働災害が増加傾向にあり、特に「社会福祉施設」における労働災害の増加が著しく、平成14年から同23年までの過去10年で3.5倍となっている。また、「小売業」については、労働災害の発生が高止まりの状態にある。

これら「第三次産業」については、死亡災害を含む重篤災害が発生する確率が低いものの、サービス産業の拡大や高齢化の進展による需要の拡大により労働者の増加が今後も予想され、労働災害の増加が懸念される。

全労働災害の約1割を占める「陸上貨物運送事業」では、特に荷役作業時における労働災害の発生が目立ち、死傷者の8割を占める状況となっている。また、死亡災害は、第11

次労働災害防止期間中（平成 20 年度から同 24 年度の 5 年間）に 8 件発生しており、交通事故によるものが 4 人、荷役作業時に 2 人、このほか作業中に 2 人が被災している状況にある。このため、過重労働による運転を含めた交通労働災害防止対策の周知・徹底を図る必要がある。

これらを踏まえ、労働災害の発生件数を減少させるためには、「建設業」、「製造業」、とりわけ「食料品製造業」及び「造船業」、「陸上貨物運送事業」並びに「第三次産業」のうち「小売業」及び「社会福祉施設」に対する重点的取組が必要となっている。

また、労働災害の半数は、労働者規模 30 名未満の事業者において発生している状況にあることから、当該事業者の遵法水準の向上と安全衛生意識の高揚を図るための取組も必要である。

《労働災害による死亡者数の推移》

業種	平成 14 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
全産業	17	9	18	17	17	18	10
建設業	7	3	9	9	2	6	4
製造業	6	2	2	4	4	5	3
食料品	0	0	0	0	1	1	0
造船業	1	2	0	2	0	3	2
金属製品	3	0	2	1	1	1	1
陸上貨物運送事業	0	2	4	1	1	1	1

（死亡災害報告より）

《業種別の死傷者数の推移》

業種	平成 14 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年 速報値 2	災害増減率 1
全産業	1,615	1,475	1,483	1,404	1,390	1,406	1,400	-12.9%
建設業	317	249	194	196	185	193	207	-39.1%
製造業	410	375	358	348	371	363	351	-11.5%
食料品	115	108	107	126	149	147	132	+27.8%
造船業	85	61	49	67	74	54	55	-36.5%
金属製品	78	73	76	50	44	55	57	-29.5%
第三次産業	598	614	682	636	587	600	615	+0.2%
小売業	183	140	129	147	154	133	140	-27.3%
社会福祉施設	34	58	76	85	59	122	102	+258.8%
飲食店	30	40	30	34	38	37	34	+23.3%
陸上貨物運送事業	137	120	106	102	106	121	101	-11.7%

1 災害増減率は、平成 14 年と比較した平成 23 年の増減率（労働者死傷病報告より）

2 平成 24 年の数値は、同 25 年 2 月の速報値である。

## (重点対象業種)

労働災害を減少させるため次の業種を重点業種として取り組む。

重篤度の高い労働災害が多発している業種

- ・「建設業」
- ・「製造業」
- ・「造船業」

労働災害が増加傾向にある業種

- ・「食料品製造業」
- ・「社会福祉施設」

労働災害が高止まりし、更なる労働災害防止対策が必要な業種

- ・「陸上貨物運送事業」
- ・「小売業」

上記以外で厚生労働本省が重点業種としている業種

- ・「飲食店」

## (目 標)

重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

### 1 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種ごとの目標

#### 建設業

- (1) 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の死亡者の数(各期間中(5年間)の合計値)を20%以上減少させる。
- (2) 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を25%以上減少させる。(長崎局独自目標)

#### 製造業

- (1) 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の死亡者の数(各期間中(5年間)の合計値)を15%以上減少させる。
- (2) 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる。(長崎局独自目標)

#### 造船業

平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる。(長崎局独自目標)



## 2 上記 1 以外の労働災害を減少させるための重点業種ごとの目標

### 食料品製造業

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上の下死傷者の数を 25%以上減少させる。(長崎局独自目標)

### 小売業

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上の下死傷者の数を 15%以上減少させる。

### 社会福祉施設

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上の下死傷者の数を 20%以上減少させる。

### 飲食店

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上の下死傷者の数を 15%以上減少させる。

### 陸上貨物運送事業

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上の下死傷者の数を 20%以上減少させる。

## (ア) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

### (講ずべき施策)

「建設業」においては、[墜落・転落]災害が 30%、移動式クレーンや建設機械が起因する災害が 15%を占めていることから、これら災害に着目した対策を講じる。

「製造業」では、特に「造船業」において船舶の建造・修繕中における[墜落・転落]災害、クレーン等作業中における[はさまれ・巻き込まれ]災害又は[飛来・落下]災害の発生が多く、「金属製品製造業」や「一般機械器具製造業」においてもクレーン等が起因する重篤災害が発生していることから、これら災害に着目した対策を講じる。

### 建設業に係る対策

#### a 墜落・転落災害防止対策

##### (a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

「建設業」における死亡災害のうち[墜落・転落]災害が約 4 割を占めている。墜落又は転落による死亡災害のほとんどは、高さ 2 メートル以上の屋根や足場からの墜落又は転落により発生しており、特に当該危険箇所における重点的な墜落・転落防止措置の徹底を図る。

また、休業 4 日以上を伴う労働災害にあっては、高さ 2 メートル未満のはしご

や脚立、足場受台から墜落又は転落するものが目立ち、頭部を打つなどにより死亡災害に繋がっているケースも認められるため、これらの箇所からの墜落・転落防止措置の徹底についても併せて図っていく必要がある。

なお、墜落・転落防止措置を図るために有効な機材及び手法について、過去の災害事例を参考に検討を図り、当該手法等の普及・促進を図る。

#### (b) ハーネス型安全帯 ・ ダブルランヤード式(通称：二丁掛け)安全帯の普及

一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下でのハーネス型安全帯の普及・促進を図る。

また、足場組立作業、鉄骨組立作業など、安全帯フックの掛け替えが必要となる作業にあっては、ダブルランヤード式安全帯の普及・促進を図る。また、安全帯を取り付けるための親綱を含む安全帯取付設備についても、万一の墜落時に身体への衝撃を必要最小限に抑えられるよう、取付位置など安全性の高いものとするよう周知を図る。

なお、公共工事発注者に対し、ハーネス型またはダブルランヤード式安全帯の使用に関する事項を特記事項として仕様書に盛り込むことを要請し、当該安全帯の普及・促進を図る。

#### b 移動式クレーン ・ 建設機械災害防止対策

移動式クレーンの転倒またはジブの折損による事故及び建設機械の主たる用途以外の使用による災害が近年多発傾向にあるが、当該機械による事故は、重篤な災害または甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、労働災害防止団体等と連携し、これら災害の防止対策を講じる。

### 製造業に係る対策

#### a 造船業における労働災害防止対策

(a) 「造船業」では、[はさまれ・巻き込まれ]災害、[飛来・落下]災害、[墜落・転落]災害が多発傾向にある。特に、[墜落・転落]災害、クレーンに[はさまれ]または、つり荷の[落下]災害においては、過去の災害事例からみて重篤災害に繋がる危険性が高いため、これら災害の防止を重点とする。

[墜落・転落]災害については、はしご等の昇降を含む移動中における労働災害の発生が目立っていることから、安全な昇降設備の確保の徹底を図る。

重層下請構造にある「造船業」にあっては、元方事業者として統括安全衛生管理の徹底を指導するとともに、各請負事業者においても事業者ごとの安全衛生管理体制の確立と送り出し教育を含む安全衛生教育の徹底を図る。

(b) 構内下請事業場以外の構外の協力事業者または県内に所在する外注事業者(金属製品製造事業者、一般機械器具製造事業者)についても、発注者(元方事業者)による安全衛生パトロールの実施、安全衛生に係る情報の提供を図らせることにより、「造船業」以外の業種における労働災害防止を図る。

## **b 機械災害防止対策の推進**

(a) 各種動力機械については、あらゆる製造業において、様々な種類の機械が使用されている。特に「金属製品製造業」や「一般機械器具製造業」、「木材・木製品製造業」などで使用される大型の加工機械については、当該機械に挟まれ又は巻き込まれることにより、死亡災害や重篤な障害の残る災害に繋がる危険性があるため、[はさまれ・巻き込まれ]災害の防止を重点に対策を講じる。

動力機械による災害を防止するため、動力機械を使用する上での安全性の確認を図る「危険性・有害性等の調査等」(リスクアセスメント)の実施の促進を図る。

また、動力機械による災害が発生した事業場については、原因の究明を図り、機械設備の安全性に問題が認められた場合は、製造メーカーに対し当該機械設備の改善を図らせるための取組を実施する。

(b) クレーン作業中における死亡災害が例年発生しており、その原因として「不適切な方法による玉掛け」、「単独作業によるクレーン運転操作ミス」などが認められることから、クレーン作業時における安全な作業方法の徹底、定期的な安全衛生教育の実施を図る。

## **c 安全衛生管理体制の見直し**

団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生管理体制の劣化が懸念され、安全衛生管理体制の再確認が必要となってきた。

労働災害防止に効果的な自主的安全衛生活動の促進を図るため、各級管理者の職務及び権限を明確にし、安全衛生に係る知識や労働災害防止のノウハウが次世代へ継承される仕組み(労働安全衛生マネジメントシステム)の構築を図る。

## **(イ) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策**

### **(講ずべき施策)**

#### **食料品製造業に係る対策**

「食料品製造業」では、[転倒]災害、[はさまれ・巻き込まれ]災害、[切れ・こすれ]災害で全災害の半数以上を占めているため、これらの災害の[事故の型]による災害防止を重点とする。

長崎県内の「食料品製造業」における労働災害発生状況の特徴として、同一事業場が繰り返し労働災害を複数件発生させていることが挙げられる。このため、複数件発生している事業場については、安全衛生管理体制を見直し、ライン長へ職長等教育に準じた安全衛生教育の実施を図らせ、安全衛生管理を徹底させる。また、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向にあることを踏まえ、事業場内における安全衛生管理活動へのこれら労働者の参画を促進させる。

#### **第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)に係る対策**

##### **- 1 小売業に対する集中的取組**

「小売業」の労働災害のうち、[事故の型]別で全体の約3割と最も多く発生している[転倒]災害については、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こり得るため、労働災害の防止に対する意識が希薄になりがちであり、

結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。

このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは県内に本社を置く多店舗展開企業を重点として、本社と店舗への労働災害防止の働きかけを行い、労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

## - 2 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

「社会福祉施設（介護施設）」は、安全管理者の選任、安全委員会の設置義務のない業種ではあるが、労働災害防止対策を進める上で、責任者を明確にし、安全管理活動の活性化を図る観点から、現在の安全管理者制度に準じて、『安全管理責任者』（仮称）を選任させるとともに、衛生委員会と併せて安全に関する事項を協議するための『安全衛生委員会』の設置を促進する。

県や市町が行う研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底による〔転倒〕災害の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針の周知・普及を図る。

各事業場の指導等を通じて収集した好事例や情報を県及び市町と相互に共有し、事業場に対する指導等に活用する。

## - 3 飲食店に対する集中的取組

「飲食店」では、〔転倒〕災害と〔切れ・こすれ〕災害で全体の半数を占めているため、これらの〔事故の型〕による災害防止を重点として指導する。特に多店舗展開企業については、本社にて定めている安全衛生ルール等労働災害防止活動の取組事例を収集するとともに、各店舗における当該ルールの遵守の指導及び好事例の紹介等を図る。

## 陸上貨物運送事業に係る対策

「陸上貨物運送事業」における労働災害の8割が荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携して「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策」（トラックの荷役作業における安全ガイドライン）を周知・普及させる。

また、第11次労働災害防止期間中に交通事故による死亡者が4名発生している状況から、過重労働による運転を含めた交通労働災害防止対策の周知・徹底も図る。

## 中小規模事業者に対する労働災害防止対策

労働災害の半数が労働者規模30名未満の事業者において発生している状況にあることから、あらゆる機会を通じて、当該事業者の遵法水準の向上と安全衛生意識の高揚を図るための取組を推進する。

また、安全衛生管理体制の確立と自主的安全衛生管理活動の推進を図るため、安全衛生推進者又は衛生推進者の選任、及び年間安全衛生推進計画の樹立と当該計画に基づく計画的な自主的安全衛生活動の促進を図る。

## イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

### (現状と課題)

管内における精神障害及び脳・心臓疾患による労災認定件数は限定的であるが、50名以上の事業場でのメンタルヘルス対策の実施率は4割と低く、また、過重労働対策に基づく医師の面接指導を導入している事業場は約4割で、時間外・休日労働が80時間を超える労働実績がある事業場でも7割にせまる状況にある。

また、本県は、労働時間が平成21年から3年連続で全国最長となっており、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、長時間労働の抑制が求められている。

#### 《脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定状況》

疾 病		H20 度	H21 度	H22 度	H23 度
脳・心臓疾患(過労死等)	支給決定件数	3	3	2	3
	(うち死亡)	(2)	(1)	(0)	(0)
	請求件数	11	7	11	11
精神障害	支給決定件数	3	1	2	1
	(うち自殺)	(2)	(0)	(1)	(1)
	請求件数	7	6	5	14

(「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」より)

#### 《メンタルヘルスアンケート結果》

アンケート実施事業場数	725
メンタルヘルス対策実施事業場数	298
長崎局管内実施率	41%

メンタル対策実施事業場：メンタル担当者を選任し、かつ、労働者又は管理者に対する研修・教育を行っている事業場  
23年長崎局実施 50名以上の事業場 1157件対象(回答：725件 63%)

#### 《36協定自主点検結果》(平成23年4月～平成24年12月)

自主点検実施事業場数	101
医師による面接指導制度あり(対象：全事業場)	45%
実績として80時間を超える労働が認められる事業場数	24%
うち実績として100時間を超える労働が認められる事業場数	14%
医師による面接指導制度あり(対象：80時間を超える者あり)	71%

印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっている中で、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。

業務上疾病の半数を占める腰痛が、「社会福祉施設」、「商業」、「陸上貨物運送事業」の労働災害件数を押し上げている。また、夏季を中心に発生している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。

#### 《腰痛(労働災害)の発生件数の推移》(労働者死傷病報告より)

疾 病	H19 度	H20 度	H21 度	H22 度	H23 度
腰痛	51	37	52	56	57
業務上疾病合計	130	134	113	127	122
(うち、じん肺)	(37)	(30)	(34)	(41)	(34)

#### 《職場における熱中症の発生件数の推移》(労働者死傷病報告より)

疾 病	H19 度	H20 度	H21 度	H22 度	H23 度
熱中病	8	5	3	10	7
(うち死亡)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

## メンタルヘルス対策

### (目標)

平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上 とする。

### (講ずべき施策)

#### a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行うことができるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であることから、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、現状や課題、取組事例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

#### b ストレスへの気づきと対応の促進

労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

#### c 取組方策の分からない事業場への支援

職場でのメンタルヘルス対策としては、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要であるため、メンタルヘルス対策支援センター等支援機関の利用促進を図る。

#### d 職場復帰対策の促進

事業場がメンタルヘルス上の問題を抱える労働者への職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、職場復帰支援を行っている機関と連携し、事業者へ情報の提供を図る。

## 過重労働対策

### (目標)

厚生労働本省の目標「平成 23 年と比較して、平成 29 年までに過労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 30%以上減少させる」に沿って、所定外労働時間の縮減を図る。

### (講ずべき施策)

#### a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

事業者による労働者の健康診断の実施、労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進とあわせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

事業者による健康管理の質の向上のため、健診結果や事後措置実施結果の効果的な活用手法を開発し、その実施を促進する。

## b 働き方・休み方の見直しの推進

不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日の付与や休暇の取得を促進する。

恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、効果的に労使の取組を促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

## 粉じん障害防止対策

### (講ずべき施策)

#### a 屋外におけるアーク溶接及び岩石等の裁断等の作業における粉じん対策

平成 24 年度に粉じん障害防止規則の改正により、新たに屋外におけるアーク溶接作業及び岩石等の裁断等の作業が有効な呼吸用保護具を着用する義務のある粉じん作業となっていることから、当該改正の周知と当該保護具の使用・保守管理を徹底させるため、保護具着用管理責任者の選任を図る。

#### b ずい道等建設工事における粉じん対策

県内では、九州新幹線長崎ルートを始め、鉄道、道路などに係るトンネル工事が計画ないし着工されていることから、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知と、これら工事における粉じん対策の徹底を図る。

#### c 第 8 次粉じん障害防止対策の推進

上記の b を含む県内における粉じん障害防止対策については、平成 25 年度を初年度とする 5 ヶ年計画「長崎労働局第 8 次粉じん障害防止対策」により、その効果的な推進を図る。

## 化学物質による健康障害防止対策

### (目標)

厚生労働本省の目標「危険有害性の表示と安全データシート (SDS) の交付を行っている化学物質製造者の割合を 80% とする」に沿って、長崎労働局ホームページ等あらゆる広報の場を利用して、「SDS」の入手方法に係る情報提供を行う。
---

### (講ずべき施策)

#### a リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理の下で使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。

リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート (SDS) の入手の促進を図る。

#### b 作業環境管理の徹底と改善

作業環境測定機関と連携し、作業環境測定の結果が連続して「第 3 管理区分」となっている事業者に対して、作業環境改善の促進を図る。

## 腰痛・熱中症予防対策

### (目標)

#### 腰痛

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに「社会福祉施設」の腰痛を含む労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 20%以上減少させる。

#### 熱中症

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の労働災害の死傷者の数(各期間中(5 年間)の合計値)を 20%以上減少させる。

### (講ずべき施策)

#### - 1 腰痛予防対策

##### a 腰痛予防教育の強化

腰痛の発生が特に懸念される「社会福祉施設(介護施設)」、「小売業」、「陸上貨物運送事業」を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

##### b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

「社会福祉施設(介護施設)」に対して、県や市町が行う介護事業者に対する研修や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4 S の徹底による[転倒]災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を図る。

#### - 2 熱中症予防対策

熱中症の発生状況を勘案し、高温多湿の屋内における作業及び夏季における屋外作業について、作業環境測定を含めた熱中症予防対策の徹底を図る。

## 受動喫煙防止対策

### (目標)

厚生労働本省の目標「平成 29 年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を 15%以下にする」を踏まえ、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の割合を 85%以上とする。

### (講ずべき施策)

#### a 普及・啓発

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

#### b 受動喫煙防止対策の強化

職場での禁煙、空間分煙や、飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場における換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。



## ウ 業種横断的な取組

### リスクアセスメントの普及促進

#### (現状と課題)

リスクアセスメントの導入については、平成 19 年度から同 24 年度まで 6 年間 2 次  
にわたり「長崎労働局労働安全衛生マネジメントシステム 3 ヶ年計画」として計画的  
な推進を図ってきたところであり、その結果、事業場におけるリスクアセスメントの  
認知度については約 9 割と高くなったものの、リスクアセスメント実施（導入）事業  
場の割合は 3 割と低い状況に止まっている。

《リスクアセスメント導入状況》

	長崎局
製造業導入率	33.4%
建設業導入率	38.1%

(長崎局 MS3 ヶ年計画より 対象：労働者規模 50 名以上事業場)

#### (講ずべき施策)

##### a リスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

リスクアセスメントの導入に当たっては、組織的かつ計画的に実施していく必  
要があるため、計画 実行 評価 改善のいわゆる PDCA サイクルによる実施の促  
進を図り、労働安全衛生マネジメントシステムの導入も併せて促進する。

##### b 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

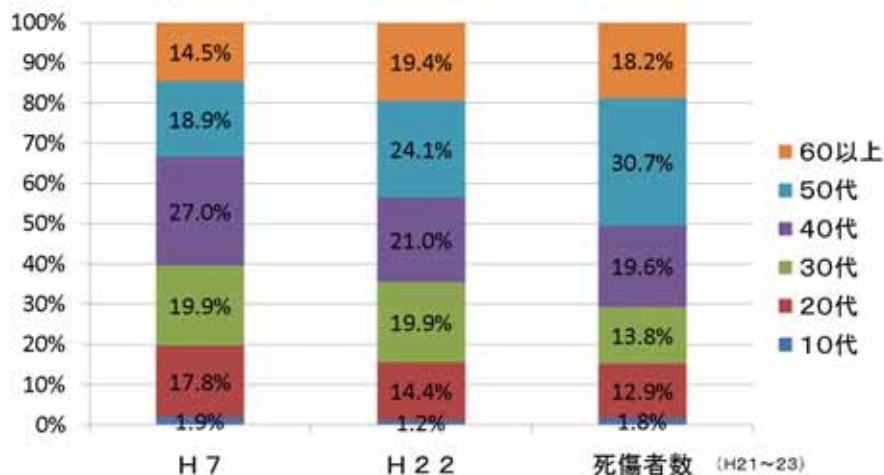
化学物質の適切な管理を図るため、化学物質を使用している事業者に対し、化  
学物質安全データシート（SDS）の備付けを周知し、当該 SDS から化学物質  
に係るリスクアセスメントの実施に係る普及・促進を図る。

## 高年齢労働者対策

#### (現状と課題)

50 歳以上の高年齢労働者の数は、平成 7 年から同 22 年の 15 年間で 10.1 ポイント増  
加し、全年齢層の 4 割以上を占めている。

平成 21 年から同 23 年までの間における高年労働者が被災した労働災害の合計値は、  
全体の 48.9%を占めている。今後、高年齢労働者の更なる増加が予想されるため、加  
齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生を防止するための取組  
を強化する必要がある。



### (講ずべき施策)

#### a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場のリスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害事例集等により周知を図る。

#### b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促す。また事業者に対し、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。

体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。

労働者の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも、定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中での適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知を図る。

## (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

### (現状と課題)

労働災害は長期的には減少してきたところであるが、「建設業」や「製造業」では依然として重篤な労働災害が多発し、「第三次産業」などの労働災害の増加により、平成 23 年以降 2 年連続で労働災害が増加するという事態となっている。このような厳しい状況に対応するためには、行政のみならず、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが重要となっている。

### (講ずべき施策)

労働行政においては、労働災害防止対策及び健康確保・職業性疾病予防対策に重点的に取り組むとともに、民間団体、専門家、関係機関等と連携し、事業場における安全衛生管理活動の活性化を図りつつ、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

#### 労働災害防止団体の活動の活性化と連携

労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止についての高度、専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割や、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、労働災害防止に資する活動に対して必要な支援を行う。

#### 業界団体との連携による実効性の確保

安全衛生施策の推進に当たっては、業界団体との協力関係が必要不可欠であるため、特に重点対策とした業種を重点に、主要な業界団体と連携して具体的な施策の推進を図る。

## 地方公共団体との連携

施策ごとに地方公共団体と連携を図り、合同集団指導の取組、情報の共有化、地域における広報の推進等により県民のニーズに沿った施策の推進を図る。

## (3) 社会、企業、労働者における安全や健康に対する意識改革の促進

### (現状と課題)

安全衛生対策は、全国 5,300 万人の労働者の安全や健康にかかわる問題であり、家族も含めれば全国的な問題であるにもかかわらず、企業の中でも十分に共有されていない場合があり、また一般社会における認知度も必ずしも高いとはいえない。

このような中で、企業が実効ある安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければいけないという経営トップの強い意識が重要である。

### (講ずべき施策)

全ての事業者が労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、業界や企業の安全衛生の水準を可視化し、社会的評価を受けられる仕組みを構築する。また、労働者や国民全体に直接働き掛けを行い、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

#### 経営トップにおける労働者の安全や健康に関する意識の高揚

労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対し、様々な手法、機会を活用して労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

#### 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚

危険に対する国民全体の感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることに、地域、職域、学校の連携による取組を推進する。

## (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

### (現状と課題)

労働安全衛生法令においては、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に「建設業」と「造船業」については特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的なものとなっている。これについては、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。

「機械の包括的安全基準」に基づく、産業現場で使用される機械等の本質安全化に向けた取組が浸透していないため、管内の機械設備等製造者に対して、当該基準の周知を図る必要がある。また、機械設備の保守不良状態による労働災害を防止するため、定期自主検査の確実な実施と定期自主検査指針の周知を図る。特に、特定自主検査の必要な機械等については、当該検査が適切に行われるよう当該検査を行う者（事業内検査者、検査業者）に対して教育・指導を行っていく必要がある。

雇用形態が多様な労働者が混在していたり、雇用関係のない納入業者等が出入りするような場における労働災害を防止するためには、個々に事業者責任を規定する体系に加え、施設等の管理者の責任のあり方についても検討していく必要がある。

## (講ずべき施策)

事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より川上の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

### 発注者等による安全衛生への取組強化

#### a 発注者による安全衛生への取組強化

外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。

#### b 荷主による取組の強化

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

#### c 建設工事発注者に対する要請

建設工事の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また、官公庁発注の公共工事において同様の取組が採られるよう広く要請する。

### 製造段階での機械の安全対策の強化

「製造業」において、依然として機械設備に起因する労働災害が多発していることに加え、「小売業」などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。

#### a 機械災害防止対策の推進

機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

特定自主検査制度の適切な運用を図るため、関係団体と連携し、当該検査を行う検査業者及び事業内検査者への指導を強化する。

#### b 機械の本質安全化の促進

機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。

### 労働者以外への人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

労働災害は、アスベストの周辺住民被害、クレーンの倒壊による一般家屋被害、足場倒壊による通行人被害、爆発火災災害による周辺被害等、時として周辺住民等にも影響を及ぼすことから、労働者のみを守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外への人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとし、他省庁の施策との一層の連携を図る。